

口腔インプラント専門医 新規申請時必要書類

2026年度版

📌 2026年度専門医試験および指導医試験申請書類 **受付期間**

2026年**8月10日**（月）から2026年**8月28日**（金）消印有効

2026年度口腔インプラント専門医試験概要

1. 申請書類の郵送

- ☑ 口腔インプラント専門医申請書
 - ☑ 20症例（規定書式・光沢紙印刷）
 - ☑ 口腔インプラント専門医申請チェックリスト
- ※自署・研修施設長の署名捺印が必要です

印刷物
郵送

2. プレゼンテーションの事前オンライン提出

- ☑ パワーポイントなどでボーンアンカーカードブリッジ発表症例の資料を作成しPDFに変換→専用サイトにアップロードしてオンライン提出

3. 筆記試験・専用PCでプレゼンし口述試験

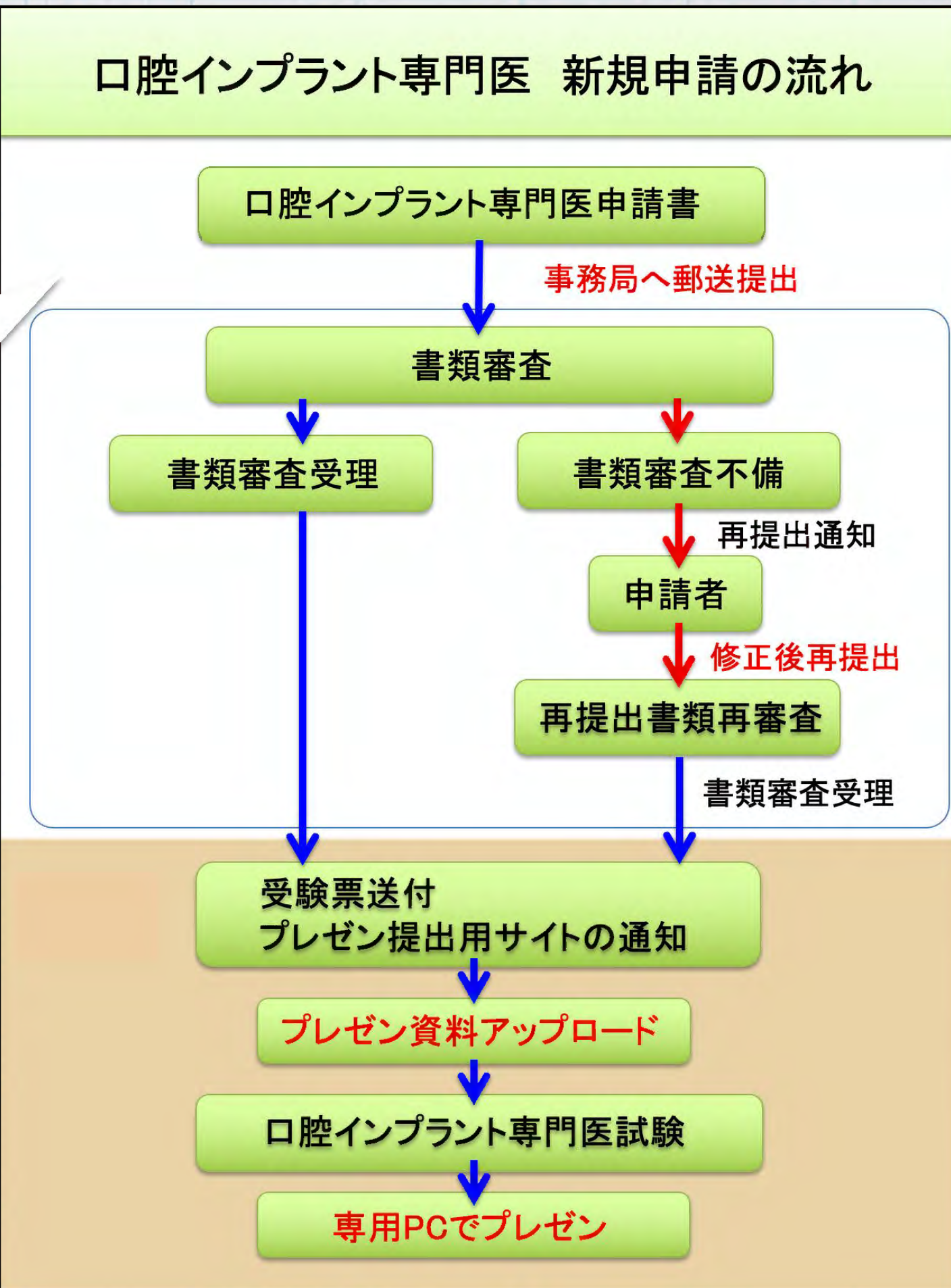
- ☑ 19症例（規定書式で作成しオンライン提出）
- ☑ 筆記試験（一般問題と臨床実地問題）
- ☑ 事前にアップロードした資料を用いて試験会場の専用PCでプレゼン

口腔インプラント専門医 新規申請の流れ

口腔インプラント専門医申請資格

- 正会員歴：継続5年以上
- 研修施設：5年以上在籍
- 本部学術大会及び支部学術大会に、8回以上参加
- 専門医教育講座：3回以上
- 研修施設認定講習会の受講修了
- 指導医2名（内1名は施設長）の推薦
- ケースプレゼンテーション試験合格
- 学術大会発表：2回以上（共同演者可）
- 本学会誌等に1編以上論文を発表

口腔インプラント専門医制度規程



口腔インプラント専門医 新規申請時必要書類

口腔インプラント専門医の新規申請時の必要書類は、申請書類と20症例のパノラマエックス線写真による症例報告が必要である。

口腔インプラント専門医	
症例数	20症例
多数歯欠損症例	3症例以上※1※2
症例の経過年数	上部構造装着後3年以上経過したもの
症例一覧	20症例一覧表
パノラマエックス線写真 ※3※4	20症例分 術前と上部構造装着後3年以上経過時 (図1参照)

※1: 多数歯欠損症例とは左右両側にわたる7歯以上の欠損で、両側にインプラント補綴を施しているものをいう。左右側に連続した補綴装置が装着されていなくても良い(注意事項1参照)。

※2: 多数歯欠損症例のうち少なくとも1症例はボーンアンカーブリッジ(粘膜負担のない上部構造)を含むこと。

※3: 術前のパノラマエックス線写真とは、インプラント治療に当たって診断の根拠としたエックス線写真(パノラマ、CT等)のことである(注意事項2・3参照)。

※4: パノラマエックス線写真は、症例の術前および上部構造装着後3年以上経過時の2枚をA4光沢紙1枚に図1のように印刷しファイルにまとめて、申請書類と一緒に送付すること。

20症例報告

パノラマエックス線写真による書類審査

合格

口腔インプラント専門医
試験受験票
オンライン提出専用
サイト通知

New

・ 多数歯欠損症例：
3症例以上

・ ボーンアンカー
ブリッジ1症例以上

・ 上部構造装着後3年
以上経過した症例

口腔インプラント専門医新規申請時必要書類

v 20230217

1号様式

受付番号
受付年月日 西暦 年 月 日

公益社団法人日本口腔インプラント学会専門医申請書

公益社団法人日本口腔インプラント学会理事長 殿

西暦 年 月 日

氏名 (自署) 印
会員番号
住所 〒

電話番号
E-mail :

公益社団法人日本口腔インプラント学会専門医制度による専門医の資格を取得致したく、
必要書類及び認定審査料を添えて申請致します。

必要書類

- (1) 専門医申請書 (1号様式)
- (2) 誓約書 (2号様式)
- (3) 認定審査料納入済領収書 (写)
- (4) 履歴書 (3号様式)
- (5) 歯科医師免許証 (写)
- (6) 学術大会、専門医教育講座参加記録 (会員マイページより該当ページの写し)
- (7) 専門医教育講座受講証 (平成19年度までに臨床系併用型研修施設での研修終了者のみ)
- (8) 指導医推薦書 (4号様式)
- (9) 在籍証明書 (5号様式)
- (10) 大学所属在籍証明書《大学系研修施設所属者の場合、所属大学公印の在籍証明を添付》
- (11) 認定講習会受講終了証明証書 (写) 《臨床系研修施設所属者のみ研修施設より発行》
- (12) ケースプレゼンテーション試験合格証 (写)
- (13) 業績 (6号様式)
- (14) 症例一覧 (7号様式)
- (15) 患者または保護者の同意取得済み確認書 (8号様式)
- (16) 術前と上部構造装着後3年以上経過のパノラマエックス線写真
*多数歯欠損のボーンアンカーブリッジ症例の口腔内写真
- (17) 専門医申請チェックリスト

(注) 自署以外はパソコンを用いて記入。申請書、パノラマエックス線写真による症例報告書作成方法等は学会ホームページ専門医制度内各種申請書ダウンロードし参照のこと。

・ 学術大会参加：
8回以上

・ 専門医教育講座：
3回以上

・ 研修施設在籍証明書
・ 認定講習会修了証明

・ 氏名：自署記入

・ 指導医推薦書 (自署)

・ 学術大会発表：
2回以上 (共同演者可)

・ ケースプレ試験合格証

口腔インプラント専門医新規申請時必要書類

v 20230217

7号様式
氏名(自署):

20症例一覧表

治療内容分類記号: 左2桁:欠損歯数、3桁目:上(U)下(L)、
4桁目:通常(N)骨増生(G)、5桁目:抜歯即時埋入(S)

番号	氏名	年齢	性別	初診日	欠損部位	下部構造 担当者	上部構造 担当者	治療内容分類 記号入力	パノラマエックス線 術前撮影日	上部構造 装着日	パノラマエックス線 3年後撮影日	経過及 び予後
1	○田○郎	45	男	2015.1.1	17-15	専門太郎	専門太郎	03UN	2015.2.1	2015.5.30	2018.5.31	良好
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

20症例報告

パノラマエックス線写真
による書類審査

・氏名: 自署記入

・患者名の匿名化: ○田○郎

・歯式FDI方式: 17-15

- ・欠損歯数の多い順
- ・上部構造装着日が古い順

・多数歯欠損症例3症例以上
そのうち**ボーンアンカードブリッジ1症例以上**

※記入はパソコン入力とし、
※欠損部位はFDI方式で記載すること。

New

Q

歯式の入力方法を教えてください？

A

性別	初診日	欠損部位	下部構造 担当者	上部構造 担当者	治療内容分類 記号入力	パ 術前
男	2015.1.1	17 - 15	専門太郎	専門太郎	03UN	2

デジタル化に伴いFDI方式

654 | 567 → 16-14 , 25-27
7 ~ | ~ 7 → 17-27

New 歯式記載方法のデジタル変更

Zsigmondy-Palmer方式 (カギ付き歯式)

$$\begin{array}{c} \frac{7 \sim | \sim 7}{\overline{76}} \\ \frac{654 | 567}{\overline{7 \sim 4 \quad 2 \sim 2 \quad 4 \sim 7}} \end{array}$$

FDI方式

17-27

47,46

46-44,35-37

47-44,42-32,34-37

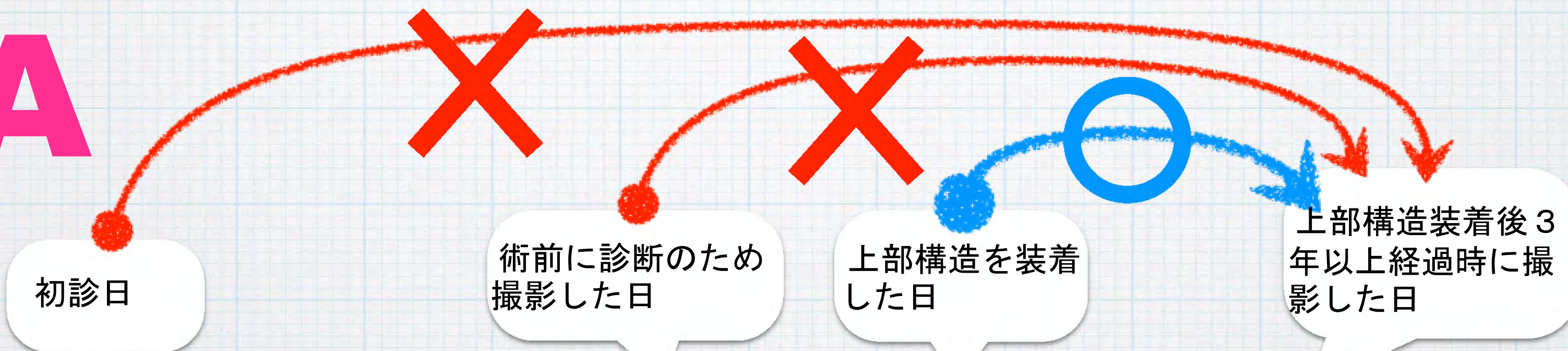
※資料のデジタル化に伴い歯式の記入方法をFDI方式に変更

Q

上部構造装着後 3 年以上とは？

専門医・指導医

A



初診日	欠損部位	パノラマエックス線 術前撮影日	上部構造 装着日	パノラマエックス線 3年後撮影日	経過及 び予後
2015.1.1	17 - 15	2015.2.1	2015.5.30	2018.5.31	良好
			この間が 3 年以上 経過		

図1 口腔インプラント専門医新規申請時パノラマエックス線写真(例)

A4: 光沢紙縦印刷

治療内容分類記号

左2桁: 欠損歯数、3桁目: 上(U)下(L)、4桁目: 通常(N)骨增生(G)、5桁目: 抜歯即時埋入(S)

症例番号1 20XX.X.X撮影 インプラント体埋入術前(下顎) 02LN



20△△.X.X撮影 上部構造装着後3年以上経過時(下顎)



☑ 症例番号 1

☑ 2018.9.16撮影

☑ インプラント体埋入術前(下顎)

☑ 上部構造装着後3年以上経過時

☑ 02LN

治療内容分類記号

左2桁: 欠損歯数

3桁目: 上顎(U)・下顎(L)

4桁目: 通常埋入(N)・骨增生(G)

5桁目: 抜歯即時埋入(S)

図1 口腔インプラント専門医新規申請時パノラマエックス線写真(例)

A4: 光沢紙縦印刷

治療内容分類記号
 左2桁: 欠損歯数、3桁目: 上(U)下(L)、4桁目: 通常(N)骨増生(G)、5桁目: 抜歯即時埋入(S)

症例番号1 20XX.X.X撮影 インプラント埋入術前(下顎) 02LN



20△△.X.X撮影 上部構造装着後3年以上経過時(下顎)



×20症例

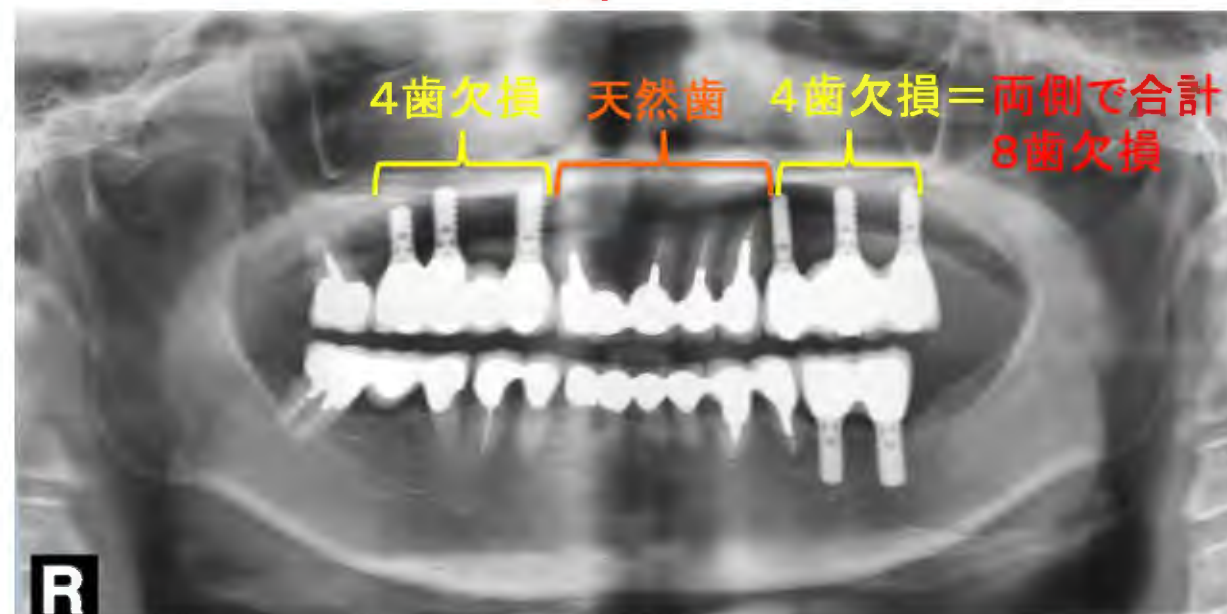
口腔インプラント専門医新規申請時注意事項1

多数歯欠損症例

7歯欠損以上のボーンアンカーブリッジについて補足

例: 欠損部位 6543 | 4567 (8歯欠損)

※天然歯部位の 1 欠損は該当しない



多数歯欠損症例とは、一顎左右側の合計7歯欠損以上で、両側にインプラント補綴を施しているものをいう。その補綴装置は左右側に連続していなくてもよい。

- ①7歯欠損以上のインプラント補綴治療であること
- ②欠損歯数とインプラント埋入本数は一致していなくてもよい
- ③インプラント補綴に関係ない欠損部位は、欠損歯数に数えない

口腔インプラント専門医新規申請時注意事項2

パノラマエックス線写真についての注意事項

- 症例ごとにインプラント埋入術前と上部構造装着後**3年以上経過時**のパノラマエックス線写真に、症例番号、撮影年月日、上顎・下顎、治療内容分類記号を記載すること。
- 術前のパノラマエックス線写真とは、インプラント治療部位に歯のない状態を指す(抜歯即時埋入は除く)。歯のあるパノラマエックス線写真の場合は、欠損の状態を確認したデンタルエックス線写真もしくはCT写真を添付すること(注意事項3参照)。
- パノラマエックス線写真において両側顎関節が写っていることを原則とする。ただし、撮影機種によっては顎関節部が十分に映らない場合がある。その場合は機種名等を記載すること。

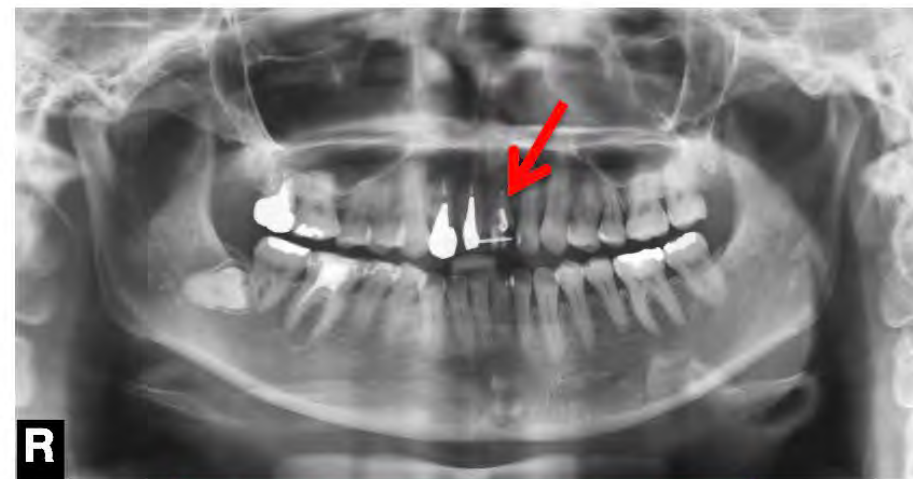
※術前とは、必ずしも初診時のパノラマエックス線写真ではない。
診断の根拠とした欠損部位の状況が判読できるエックス線写真を指す。



口腔インプラント専門医新規申請時注意事項3

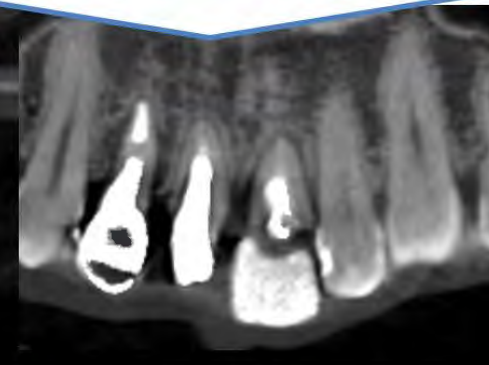
術前パノラマエックス線写真について補足

- 抜歯即時埋入手術時など、術前のパノラマエックス線写真に抜歯予定歯が残存している場合は、CTやデンタルエックス線写真などインプラント埋入部位の状態が診断できるエックス線写真をA4光沢紙に別途印刷して提出すること。



別途提出するエックス線写真例

術前CT例1



術前デンタル例



術前CT例2



いずれかのエックス線写真を提出のこと

同意書の提出方法の変更

従来通り

医療機関名：

当科（院）に受診した患者様の口腔内写真、エックス線写真、及び各種検査内容は、初診時と経過、現在の状態などを比較検討する上で大変重要な資料です。また、今後のインプラント治療の向上のため、公益社団法人日本口腔インプラント学会の専修医、専門医、指導医取得・更新の資料として学会等に報告する場合があります。個人情報の守秘義務を遵守し、上記の目的以外には使用しませんので、予めご了承下さい。
上記内容について同意頂ける場合、サインをお願いいたします。

西暦 年 月 日

上記内容について担当者 _____ から十分説明を受け、理解のうえ同意致しました。

患者氏名（自署） 印
（保護者氏名）
住 所

※本紙は同意書の例文です。条件を満たした同意書であれば所定の用紙である必要はありませんが同意書は必ず保存をお願い致します。

個々の患者から同意書を取得し、各自保管してください。

New

患者または保護者の同意取得済み確認書

Ver.20230530

今回使用する患者情報（画像検査写真、病態写真、診療録記載内容など）について、プライバシー保護に配慮し、患者が特定されないよう十分配慮した上で使用させて頂く事について、患者または家族からインフォームドコンセントを得ています。

また、患者プライバシー保護などに関して問題が発生した場合は、わたしが責任を負うことを誓います。

西暦 年 月 日

氏名（自署） 印

申請者の「患者または保護者の同意取得済み確認書」のみを提出のこと。

口腔インプラント専門医申請チェックリスト

▼下記の項目について右端に確認チェック(✓)のうえ申請書類に添え提出してください。

申請者 氏名 白署	<白署>	
	1	申請書類は最新のものを使用していますか。
1 号 様 式	2	日付、印など所定の位置に正しく記載されていますか(氏名は白署、それ以外は可能な限りパソコンで記載のこと)。
	3	施設長と指導医に全ての申請書類を確認してもらいましたか。
	4	申請書(1号様式)裏面に3万3千円の認定審査料納入領収書コピーが添付されていますか。
	5	誓約書に日付、氏名は白署、押印されていますか。
2 号 様 式	6	履歴書に記載例のとおり必要事項を記載されていますか。
	7	顔写真は貼り付けましたか。
	8	履歴書の内容に間違いはありませんか。最下段の氏名欄に白署、押印されていますか。
	9	学会会員歴は5年以上ですか。
大 会 参 加 ・ 受 講 歴	10	会員マイページの大会参加情報のPDFの写しを添付しましたか。
	11	学術大会及び支部学術大会参加を8回以上含んでいますか。
	12	専門医教育講座受講を3回以上含んでいますか。
4 号 様 式	13	施設長と指導医に申請書類と症例・症例一覧表を確認してもらいましたか。
	14	推薦者の氏名と上段の記入年月日はパソコンで記載されていますか。
	15	施設長と指導医の氏名欄に白署、押印されていますか。
5 号 様 式	16	研修施設在籍証明書の氏名、入会日はパソコンで記載されていますか。
	17	研修施設長の氏名欄に白署、押印されていますか。研修施設名は印鑑でも構いません。
	18	・大学系研修施設所属の方は、所属大学公印のある在籍証明書を添付されていますか。 ・臨床系研修施設所属の方は、認定講習会修了証明書の写しを添付されていますか。
6 号 様 式 1	19	研究論文は、著者名、論文名、雑誌名、巻・号、頁、発行日の順に記載されていますか。
	20	申請者の著者名に下線が引かれていますか。
	21	該当内容が添えられた別冊1部が添付(コピーでも可)されていますか。
6 号 様 式 2	22	学術大会発表を2回以上(共同発表可)含んでいますか。
	23	研究報告発表は、著者名、演題名、学会名、開催年月日・都道府県の順に記載されていますか。
	24	申請者の演者名に下線が引かれていますか。
	25	抄録コピー1部が添付(コピーでも可)されていますか。 ※本学会誌29巻1号(2016年3月末以降)より電子版となったため、会誌・学術大会抄録集のページより抄録を印刷し申請書に添付してください。 学会誌・学術大会抄録集のページ (https://www.shika-implant.org/publication/youroku/)

・申請者
氏名
白署記入

7 号 様 式	26	氏名は白署で記入されていますか。	
	27	申請書提出までに上部構造装着後3年以上経過した症例ですか。	
	28	症例番号は欠損歯数の多い順、上部構造装着日が古い順で並んでいますか。	
	29	多数歯欠損症例を3症例以上、その内ボーンアンカードブリッジ症例を1症例以上含んでいますか。	
	30	欠損部位はFDI方式で記入されていますか。	
8 号	31	氏名は白署、押印されていますか。	
9 号	32	氏名は白署、押印されていますか。	
パ ノ ラ マ エ ク ス 撮 写 真	33	パノラマエックス線写真に症例番号、撮影年月日、上顎・下顎、治療内容分類記号が記載されていますか。	
	34	症例記載一覧(7号様式)の日付と記載した撮影年月日が一致していますか。	
	35	術前のパノラマエックス線写真のインプラント治療部位に歯やブリッジのダミーがありませんか。※診断の根拠として欠損部位の状況が判断できる必要があります。	
	36	術前と上部構造装着後3年以上経過のパノラマエックス線写真は両側顎関節まで撮影されていますか。※顎関節を同時撮影できない場合は機種名を記載してください。	
	37	抜歯即時埋入手術で抜歯予定歯が残存している場合は、欠損歯部位の状況が判断できるCTやデンタルエックス線写真をA4光沢紙に別途印刷して添付しましたか。	
	38	20症例全てをA4光沢紙に印刷していますか。	
	39	ケースプレゼンテーション試験合格証(写)を添付しましたか。	
	40	本年度までの年会費を納入しましたか。	

専門医申請料：3万3千円

お振込先：

1)郵便局から振り込みの場合 (郵便局備え付の振替用紙(郵)

・口座番号：00150-9-608413

・口座名：公益社団法人日本口腔インプラント学会

2)銀行から振り込みの場合

・銀行名：ゆうちょ銀行

・店名(カナ)：〇一九店(ゼロイチキウ店)

・預金種目：当座

・口座番号：0608413

・カナ氏名(受取人名)：コウエキシャダンホウジンニホン

ニンタイイインカイ

※その他学会HPに記載されている専門医制度規定・施行細則
会事務局に書留またはレターパック、宅配便で送付してくだ

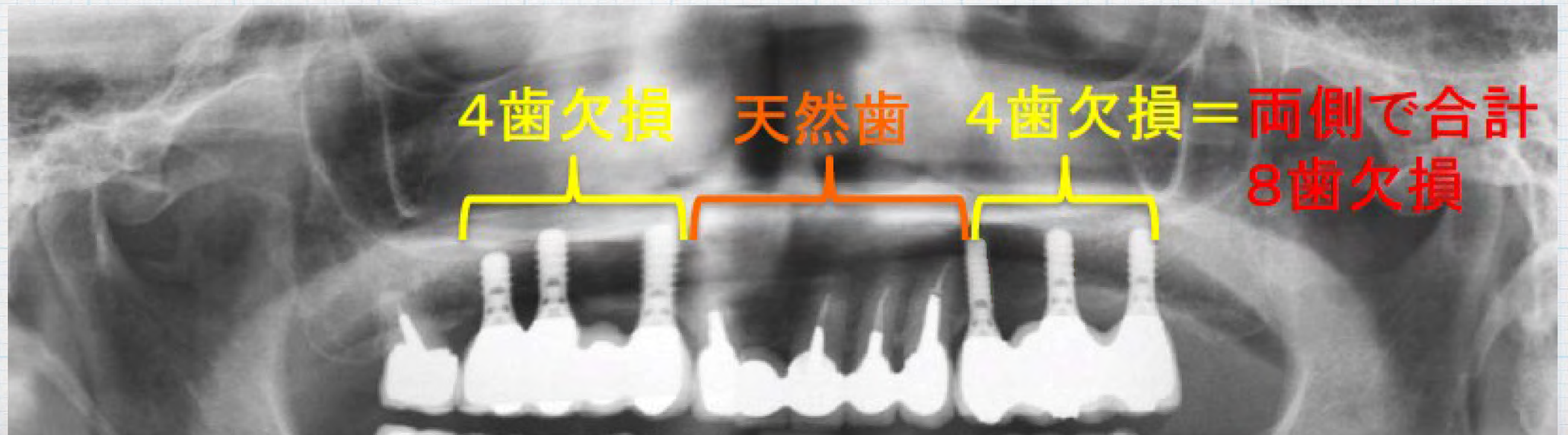
・確認して
チェック(✓)
を入れて提出

Q

ボーンアンカーカードブリッジは、連続欠損でしょうか？
7654 | 4567 の症例は含まれますか？

A

多数歯欠損症例とは、**一顎の合計7歯欠損以上**で、
インプラント補綴を施しているものをいう。
その補綴装置は左右側に連続していなくてもよい。



Q

各資格試験・各資格更新時に提出症例の判断基準について？

A

ケースプレゼンテーション試験・専修医申請は上部構造装着後2年以上、専門医・指導医の資格試験・資格更新は上部構造装着後3年以上、メンテナンス期間中良好に経過した症例で、新たな治療介入がない症例が原則。但し、外傷や予期せぬ修復物の脱離への対応等、術前診断および上部構造装着時において医学的に予測不能な事象に対するインプラント以外の治療介入については、口述試験においてその治療介入がメンテナンス期間中の予期せぬ事象への対応であったことを明確に説明でき、その説明が適切であると判断されれば、当該症例を経過良好な症例として取り扱うこととする。

A たとえ、上下顎であっても、一口腔単位でインプラント診療を含む治療計画の下に終了された症例でなければ、別々の症例として認められません。 例えば、上顎にインプラント治療をされて、上部構造装着後3年以上良好に経過していても、下顎のインプラント治療が上部構造装着後3年未満であれば、上顎のみを1症例として提出することはできません（あくまで一口腔単位で、**上部構造装着後3年以上、新たな治療介入無しに良好に経過してはなりません**）。また、全てのインプラント治療が上部構造装着後3年以上の症例であっても、当該部位のインプラントだけでなく、**一口腔単位で予後良好な症例の提出**を求めています。

上部構造装着後3年以内の治療介入 **新たな欠損**

- ☑ 上部構造装着直後から3年以内に新たな欠損が生じた。

上部構造装着直後



上部構造装着後3年以上経過時



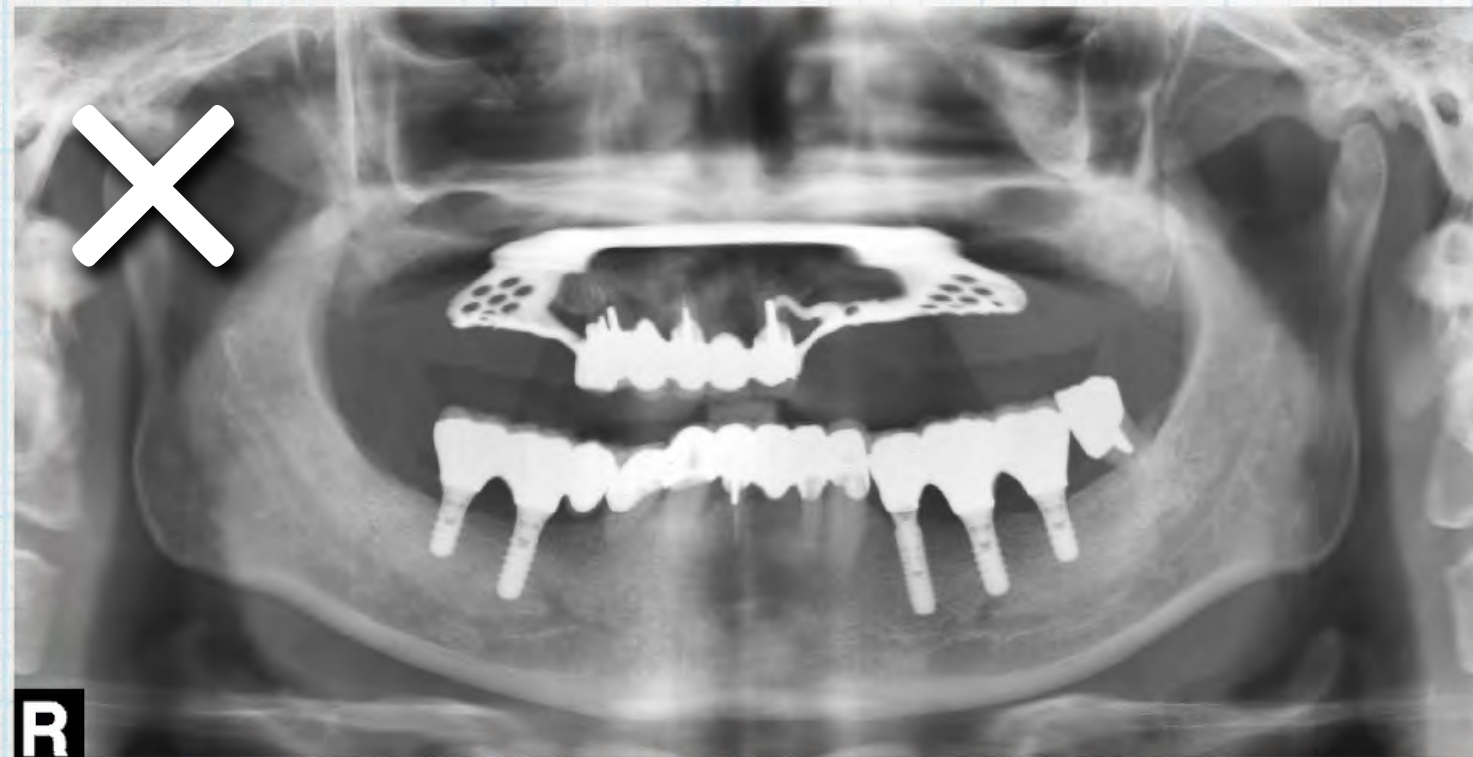
上部構造装着後3年以内に新たな欠損が生じた症例は、症例変更（差し替え）の対象です。但し、術前診断および上部構造装着時において予測不能な事象で抜歯せざるを得ない場合、適切な医療判断がされている事を明確に説明できれば、症例として認めます。

上部構造装着後3年以内の治療介入 新たなインプラント治療

- ☑ 上部構造装着直後から3年以内に、新たにインプラント治療を施術した。

上部構造装着直後

上部構造装着後3年以上経過時



上部構造装着後3年以内に新たにインプラント治療を施術した症例は症例変更（差し替え）の対象です。本ケースの場合たとえ下顎が3年以上経過していても、上顎が治療完了し上部構造装着後3年以上経過していなければ症例として不適切です。

上部構造装着後3年以内の治療介入 **新たな補綴**

- ☑ 上部構造装着直後から3年以内に、天然歯に新たな補綴治療を施術した。

上部構造装着直後

上部構造装着後3年以上経過時



術前診断および上部構造装着時において医学的に予測不能な事象に対するインプラント以外の治療介入については、明確に理由を説明できれば症例として認めます。
インレーやコンポジットレジン等の保存修復を行っても症例として認めます。

Q

同一患者で、別々に治療（5年前に右下治療，3年前に左下治療）した場合は、別々の2症例として記載可能でしょうか？

A

1顎1症例を基本としています。
異なる時期に異なる部位に治療され、それぞれが上部構造装着後3年以上良好に経過した症例であっても、同一顎におけるインプラント治療は1症例となります。
上下顎の場合は2症例になりますが、左右は2症例とはなりません。

Q

初診時のパノラマエックス線写真しかなく、インプラント埋入部位に歯が残存しているパノラマエックス線写真しかありません。追加資料は必要でしょうか？

A

CTやデンタルエックス線写真など欠損の状態や診断の根拠が確認できる追加資料が必要です。それらが無い場合は、症例変更（差し替え）となります。

インプラント施術部位に 歯根やポンティックがある場合

- ☑ 術前のパノラマエックス線写真に抜歯予定歯やポンティックがある写真しかない。

術前パノラマエックス線写真

上部構造装着後3年以上経過時



欠損の状態や診断の根拠となるエックス線写真が必要。本ケースは、34には歯根、35にはブリッジポンティックがあるため、症例変更（差し替え）の対象です。但し、欠損部位の状態が確認できるCTやデンタルエックス線写真などを別途提出できれば症例として認めます。

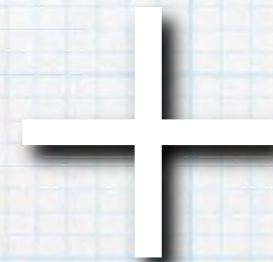
Q 術前の口腔内写真に歯やブリッジポンティックがある場合は症例として認められますか？

A 術前の口腔内写真5枚法の埋入部位に歯やブリッジポンティックがある場合は、その5枚法と1枚でも欠損状態が確認できる写真を別途提示できれば症例として認めます。
抜歯後の治癒状態は、エックス線写真で確認しているのので、必ずしも軟組織治癒状態の写真は求めていません。

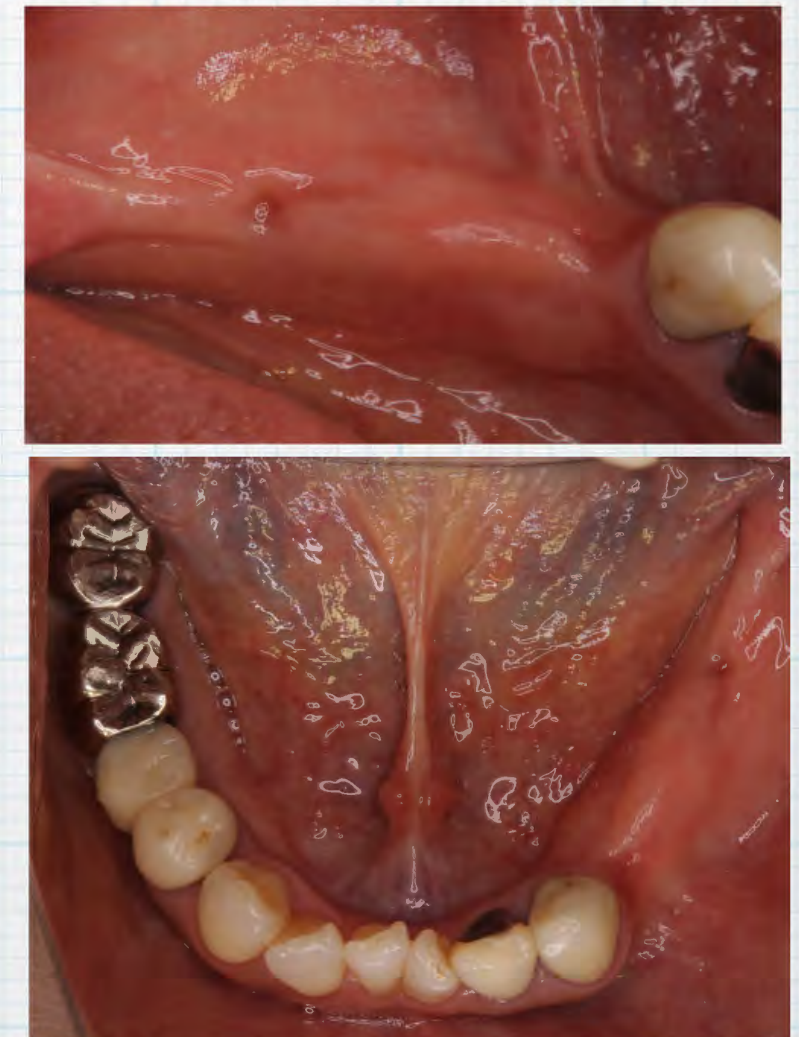
インプラント施術部位に 歯根やポンティックがある場合

- ☑ 術前の口腔内写真に抜歯予定歯やポンティックがある写真しかない。

術前口腔内
写真



欠損部位の
状態が分かる
写真追加



術前口腔内写真の埋入部位に抜歯予定歯やブリッジポンティックがある場合、5枚法と1枚でも欠損状態が確認できる写真を別途提示できれば症例として認めます。

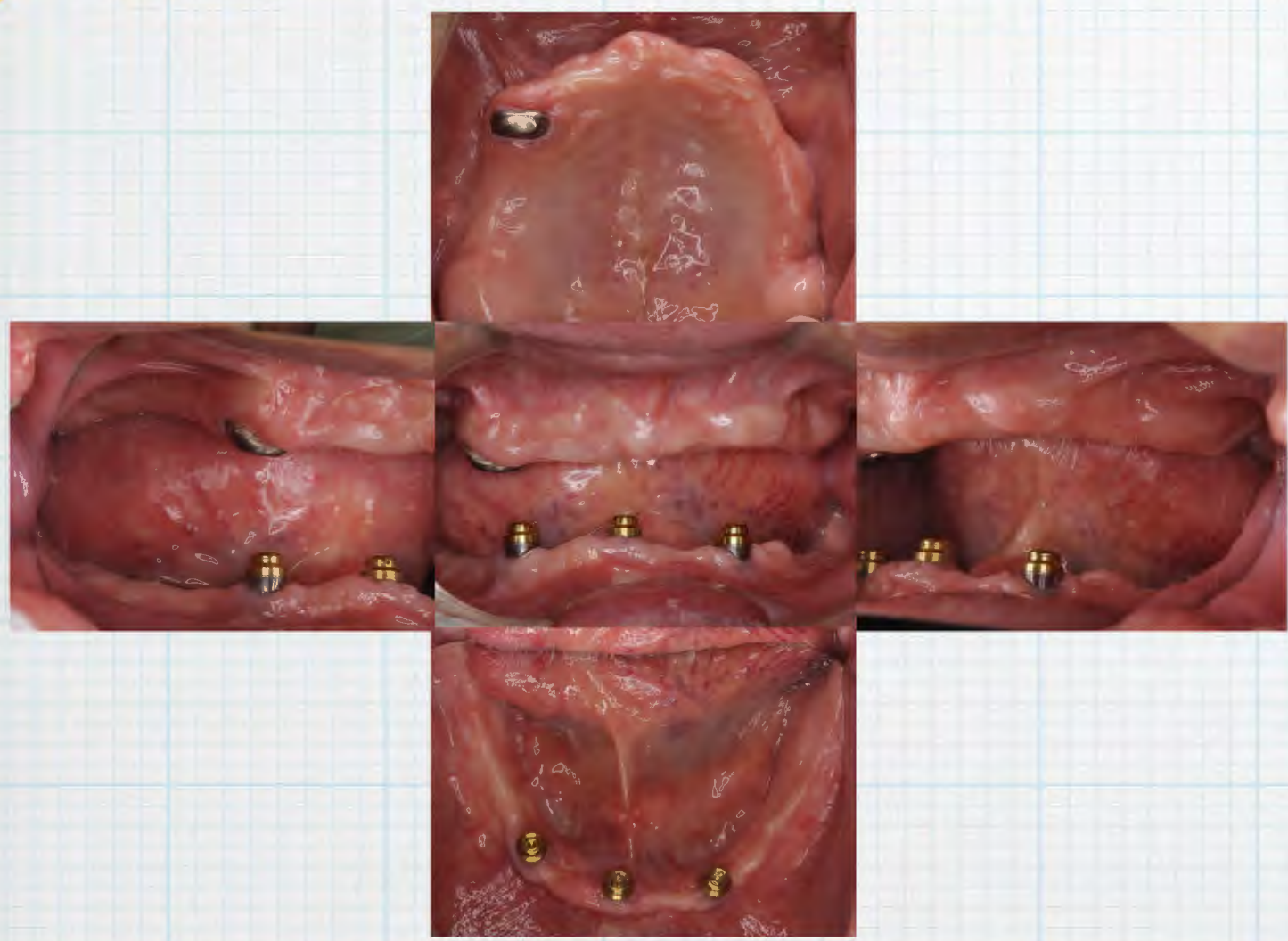
術前パノラマエックス線写真にステントが入っている場合

症例選択の注意点

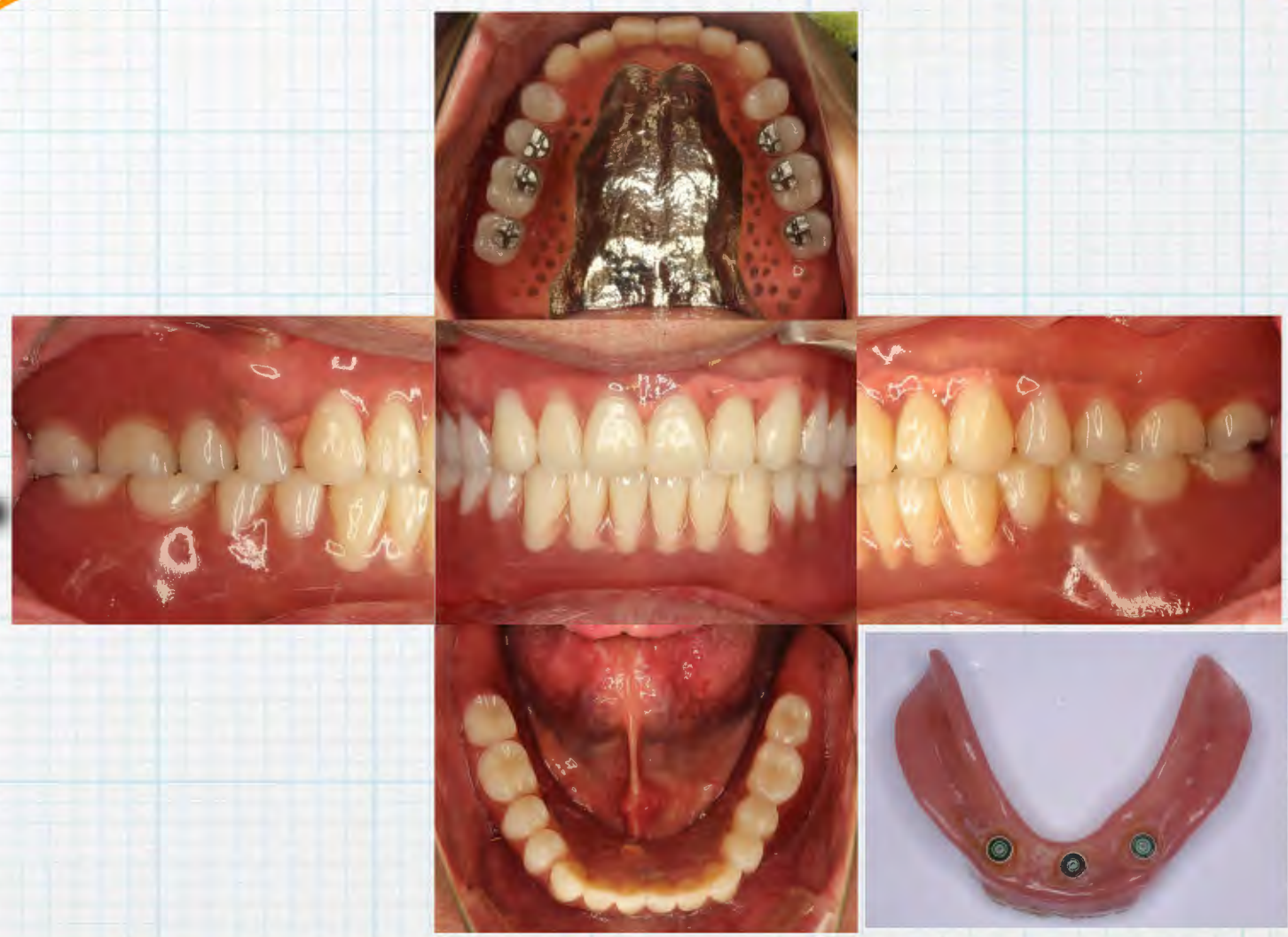


術前パノラマエックス線写真にステント等が映り込んでいる場合は、顎堤の状態が分かれば問題ありません。症例資料として認めます。

New 可撤式補綴装置（義歯）装着症例の写真について



+



口腔内写真（可撤式補綴装置を全て外した状態の5枚法）

追加写真（可撤式補綴装置を全て装着した状態の5枚法，あるいはインプラント支持可撤性補綴装置であれば，支持装置（アタッチメント等）が確認できる写真を追加のこと）

Q

未承認医薬品や適応外医薬品（骨補填材など）の扱いについて

A

- ・ ケースプレゼンテーション試験症例は不可。
- ・ 専門医・指導医の骨造成症例では、適応外医薬品の骨補填材の使用を認めます。
但し、患者へのインフォームドコンセントと同意が必要
- ・ 暫間インプラントを最終補綴とする症例は認めません。

Q

書類審査で「症例不備で再提出」と戻されました
どうしたら良いのでしょうか？

A

- ・ 基本的に落とすための再提出ではありません。
- ・ 審査委員が不備と判断した内容を事務局から伝達しております。HPの規程や細則、必要書類などを熟読して修正し再提出してください。
- ・ 研修施設長に相談しチェックしてもらってください。